

別紙 証明書交付窓口キャッシュレス決済導入事業審査項目

評価項目	審査基準	配点
1 調達機器等		
(1) 基本的な性能及び取り扱い方法	ア 決済端末は職員等にとって使いやすいものとなっているか、かつ、職員側及び町民側のディスプレイ表示等、視認性が優れているか。	30
	イ POSレジの使用方法、レシートの内容及び決済情報の集計方法は職員にとって使いやすいものか。	
	ウ 円滑な入金処理及び窓口業務における時間の削減やミス予防につながる機能を有しているか。	
(2) 保障・サポート・セキュリティ	導入時及び運用時の疑義やシステムのトラブルが生じた場合に、迅速に対応することが可能な体制となっているか（連絡体制、復旧手段等）。	
2 指定納付受託業務		
(1) 決済手段の種類	多様なクレジットカード、電子マネー及びコード決済に対応しているか。	25
(2) 入金方法及び入金サイクル	収納金の指定金融機関への納付時期は、毎月月末を締め日として集計し、翌月末までに月1回で支払われるか。	
(3) 決済手数料の支払い方法	決済手数料は、収納金から差し引かれず、請求書の発行に基づく精算ができるか。	
3 導入スケジュール及び運用支援		
(1) 導入スケジュール	キャッシュレス決済端末稼働までのスケジュールが具体的に示されているか（令和7年1月15日の運用開始が見込めるスケジュールとなっているか）。	10
(2) 職員研修・マニュアル	職員に対する事前の操作研修の内容は十分であるか。また、円滑に運用するためのマニュアルがあるか。	
4 見積金額		
(1) 導入費用	キャッシュレス決済開始前に必要となる導入費用は適切な金額が計上されているか。	20
(2) 運用費用	キャッシュレス決済開始後に必要となる運用費用は適切な金額が計上されているか（決済手数料及び保守経費等）。	
5 同種・類似業務の受託実績		
受託実績	地方公共団体において、類似提案の受注及び受託実績があるか。	10
6 独自提案		
独自提案	仕様書にない有用な提案があるか。	5
合計		100

※合計100点で基準点を60点とする。